

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 こども家庭課

法令名	児童扶養手当法	法令番号	昭和36年法第238号
不利益処分の種類	支給の差止め	根拠条項	第15条
処分基準	児童扶養手当法第15条に該当するとき		
対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関 こども家庭課	交付機関 こども家庭課
			目次 No. 25